



「育成就労」新制度決定

政府は2024年2月9日の関係閣僚会議で、外国人技能実習に代わる新制度「育成就労制度」の創設を決定しました。**2025年4月以降の制度開始目標。**

現行と移行後の大枠な変更点

現在 技能実習制度	→	移行後 育成就労制度
人材育成による国際貢献	受け入れ目的	人材確保と人材育成
最長5年	期間	3年
特定技能制度と一部そろわず	対象分野	特定技能制度とそろえる
3年は原則不可	人材の転籍	当分の間は1～2年の範囲で対象分野ごとに設定
受け入れ企業との関係が密接になり、監理が不適切なケースも	監理団体	外部監査人の設置を義務化し、受け入れ企業からの独立性と中立性を確保

「人材確保と人材育成」を目的とし、3年間で一定の技術が必要な特定技能1号への水準に育成。**特定技能と受け入れ対象分野を一致させ** 特定技能へ移行しやすくする。

技能実習制度(現行) 受入可能な7分野

1. 農業関係(2職種6作業)
2. 漁業関係(2職種10作業)
3. 建設関係(22職種33作業)
4. 食品製造関係(11職種18作業)
5. 繊維・衣服関係(13職種22作業)
6. 機械・金属関係(17職種34作業)

特定技能と
分野を統一

育成就労制度(移行後) 受入可能な12分野

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 介護 | 8. 宿泊 |
| 2. ビルクリーニング | 9. 農業 |
| 3. 建設 | 10. 漁業 |
| 4. 造船・船用工業 | 11. 飲食品製造業 |
| 5. 自動車整備 | 12. 外食業 |
| 6. 航空 | |
| 7. 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 | |

技能実習制度
(現行)
原則転職不可

転職可能へ

転職の要件

- ・転籍前と同じ業務区分であること
- ・転籍前の企業での就労が1年を超えている
- ・技能検定試験の基礎級に合格している
- ・日本語能力試験のN5等に合格している
- ・転籍後の企業の適性が認められる

■監理団体からのお知らせ

日頃より、弊監理事業にご理解、ご協力を賜り誠に有難うございます。
 今月は定期監査月となり、実習実施者の皆様にはお忙しい中ご対応頂き、有難うございます。
 監理団体は3か月に一度実施者のもとで監査を行いその結果を外国人技能実習機構へ提出することが技能実習法で義務付けられています。
 特定技能外国人関連においても、3か月に一度、所属機関と特定技能外国人と面談を行い、その結果を入国管理局へ提出することが出入国管理及び難民認定法で義務付けられています。
 ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。